

第6期京都市民長寿すこやかプラン（案）中間報告に対する
市民の皆様からの御意見・御提言と本市の考え方

1 実施期間

平成26年12月15日（月）～平成27年1月14日（水）

2 応募方法

郵送，FAX又は電子メールなど

3 応募結果の概要

応募数 251通

御意見・御提言数 406件

(1) 男女別人数

	男性	女性	団体	無回答	合計
応募者数	101	113	13	24	251
構成比	40.2%	45.0%	5.2%	9.6%	100.0%

(2) 年齢別人数

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	団体	無回答	合計
応募者数	1	31	29	39	35	41	36	4	13	22	251
構成比	0.4%	12.4%	11.6%	15.5%	13.9%	16.3%	14.3%	1.6%	5.2%	8.8%	100.0%

(3) 京都市在住・在勤別人数

	京都市在住	京都市在勤	その他	団体	無回答	合計
応募者数	160	34	4	13	40	251
構成比	63.7%	13.5%	1.6%	5.2%	15.9%	100.0%

(4) 項目別御意見・御提言数

項目	御意見・御提言数
I 京都市民長寿すこやかプランについて	22件
II 京都市版地域包括ケアシステムについて	41件
III 高齢者について	8件
IV 高齢社会について	4件
V 重点取組ごとの施策・事業について	
重点取組1：高齢者の生活を地域で支える仕組みづくりの推進	1件
1 地域での支援ネットワークの強化	65件
2 認知症等の要援護高齢者支援の充実	60件
重点取組2：生きがいづくりと健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進	
1 生きがいづくり・担い手づくりの推進	41件
2 健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の取組の推進	43件

重点取組 3：切れ目ない医療・介護・生活支援サービスの推進		
1	医療と介護の連携強化	10件
2	介護サービスの充実	55件
3	生活支援サービス等の充実	11件
4	介護・福祉に従事する人材の確保・定着及び育成	26件
重点取組 4：安心して暮らせる住まい・環境づくりの推進		
1	安心して暮らせる住まいづくりの推進	2件
2	暮らしやすい生活環境づくりの推進	1件
3	防災・防犯対策や消費者施策の推進	5件
4	「真のワーク・ライフ・バランス」の推進	1件
VI その他		
1	経済的課題について	6件
2	その他市政・社会一般について	4件
合 計		406件

4 主な意見の内容と本市の考え方

別紙のとおり

5 本市の対応

プランに反映した御意見・御提言数 13件

【具体的内容】

- 京都市版地域包括ケアシステムの基本的な考え方の文言の修正（1件）
- 地域包括ケアシステムのイメージ図の修正（8件）
- 介護療養型医療施設及び介護療養型老人保健施設の整備等目標数に関する補記の追加（4件）

※ 中間報告に掲載していない施策・事業で、当初からプランの最終版に掲載する予定であったものに関する御意見・御提言については、上記件数に含んでいない。

第6期京都市民長寿すこやかプラン(案)中間報告に対する御意見・御提言に係る本市の考え方について(案)

別紙

I 京都市民長寿すこやかプランについて

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見・御提言に対する本市の考え方
1	プランに掲げる施策・事業の具体的内容を示してほしい。 また、限られた財源の中、プランに掲げられた施策・事業について、優先順位を決めて着実に取り組んでほしい。	6	「第5章 重点取組ごとの施策・事業」において、各施策・事業の取組内容を記載しております。 厳しい財政状況においても、選択と集中により、必要な方に必要なサービスが提供できるよう、各施策・事業について十分に精査のうえ、プランに掲げております。 プランに掲げる施策・事業を着実に推進することにより、高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、いきいきと健康やかに暮らせる健康長寿のまち京都の実現に取り組んでまいります。
2	京都市の高齢者の状況及び介護サービス事業者の状況等について調査を行い、プランに反映させるべき。	3	第6期プランの策定に当たっては、市民の皆様や介護サービス事業者の運営状況等を採り入れるため、平成25年度に2万人を超える市民の皆様や市内の全介護サービス事業者を対象とした「すこやかアンケート及び介護サービス事業者に関するアンケート」等を実施し、その結果をプランに掲げる施策・事業の検討や、介護サービス量の推計等に反映しております。
3	子育て支援、障害者福祉、地域福祉と連携しつつ、取組を進めてほしい。	5	「京都市民長寿すこやかプラン」は、京都市基本計画「はばたけ未来へ！京プラン」における高齢者保健福祉分野を具体化する計画として位置付けられており、「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画及び「子育て支援」、「障害者福祉」、「地域福祉」等の関連する他の分野別計画との整合性を図るとともに、十分な連携のもと、取組を推進してまいります。
4	「長寿すこやかプラン」について周知を進めるため、市民に対し集会の場等で説明してほしい。	3	本市におきましては、これまでから、担当部署の職員が出向いて施策や事業、まちづくりについて説明する「京都市政出前トーク」等を活用し、「京都市民長寿すこやかプラン」について市民の皆様への周知・説明を行っており、引き続き、「出前トーク」等の活用により、より多くの市民の皆様がプランについて理解していただけるよう取り組んでまいります。
5	福祉、防犯・防災、ワークライフバランスをどこが進めるのか明らかにしてほしい。	1	第6期プランでは、高齢者の住み慣れた地域での生活を支援するため、高齢者福祉分野のみならず、住まい、防災・防犯、ワークライフバランス等、高齢者をとりまくあらゆる担当部署等が連携し、総合的に施策・事業を展開していくこととしております。
6	社会福祉法人による地域貢献をより一層進めるべき。	1	社会福祉法人による地域貢献は、「京都市版地域包括ケアシステム」の構築を進めるうえでも大きな期待が寄せられているところであります。 本市におきましては、京都市老人福祉施設協議会との連携のもと、要援護高齢者等の地域での生活を支える新たな取組として、空き家を活用し、低廉な「住まい」と、社会福祉法人による「見守り」等のサービスを一体的に提供するモデル事業(最長3年間)を市内の一部地域において実施しております。 こうした社会福祉法人による地域貢献活動が一層推進されるよう、引き続き、関係団体と連携し、取組を進めてまいります。
7	第5期プランの質の評価に欠ける。	1	「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組をスタートした第5期プランにおきましては、170の施策・事業を掲げ、これまでに全ての施策・事業に着手し、計画の推進を図ってまいりました。 第6期プランにおきましては、第5期プランの方向性を継承しつつ、在宅医療・介護連携の推進や、認知症施策の充実、生活支援サービスの充実・強化等の取組を本格化し、平成37(2025)年を見据えて「京都市版地域包括ケアシステム」の構築を進めてまいります。 なお、第5期プランの施策・事業ごとの取組状況につきましては、第6期プランの資料編に記載いたします。
8	○ 専門用語や横文字が多く一般市民には馴染みにくい。 ○ 第6期プランの点字版を検討してほしい。	2	○ 専門用語や横文字等、市民の皆様には馴染みの薄い用語についてわかりやすく説明するため、第6期プランの資料編に用語集を掲載いたします。 ○ 第6期プランにつきましては、点字版、音声版の作成を予定しております。

II 京都市版地域包括ケアシステムについて

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見・御提言に対する本市の考え方
9	京都市版地域包括ケアシステムの基本的な考え方について、「…できる限り、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、市内全域をきめ細かくカバーする61箇所の高齢サポートを中核として、本市ならではの「地域力」や「地域の絆」を最大限に生かした学区単位のきめ細かい取組みを基に、日常生活圏域において医療・介護をはじめとする様々な関係機関との連携を進めることで、地域住民、関係機関、行政が一体となり、地域ぐるみで多様なニーズを持つ高齢者の暮らしを支援します。」としてはいかがか。	1	御意見を踏まえ、文言を修正しました。
10	「地域包括ケア」の意味を分かりやすく説明してほしい。	1	「地域包括ケア」とは、高齢者が自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携し、要介護者等への包括的な支援を行うことです。
11	「京都市版地域包括ケアシステム」の特徴は何か。	6	「京都市版地域包括ケアシステム」は、市内全域をカバーする61箇所の高齢サポートを中核として、本市ならではの「地域力」や「地域の絆」を最大限に生かした学区単位のきめ細かい取組の推進により、地域住民、関係機関、行政が一体となった地域包括ケアシステムを構築していくことを特徴としております。 この特徴をわかりやすくお示すため、「京都市版地域包括ケアシステム」のイメージ図に学区域の取組を追記いたします。
12	高齢化が進展する中、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと健やかに暮らし続けるための「京都市版地域包括ケアシステム」構築に向けた取組を着実に推進すべき。	25	第6期プランは、第5期プランで開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療・介護連携の推進や、認知症施策の充実、生活支援サービスの充実・強化等の取組を本格化していくこととしております。 第6期プランに掲げる施策・事業を着実に推進し、「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を一層推進してまいります。
13	「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に向けた現在の進捗状況と今後の方向性を示してほしい。	1	「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組をスタートした第5期プランにおきましては、170の施策・事業を掲げ、これまでに全ての施策・事業に着手し、計画の推進を図ってまいりました。 第6期プランにおきましては、第5期プランの方向性を継承しつつ、在宅医療・介護連携の推進や、認知症施策の充実、生活支援サービスの充実・強化等の取組を本格化し、平成37(2025)年を見据えて「京都市版地域包括ケアシステム」の構築を進めてまいります。
14	「京都市版地域包括ケアシステム」のイメージ図については、行政サービスだけでなく、地域の担い手の取組を盛り込んでほしい。 また、地域包括ケアシステムの中で重要な役割を担う介護療養型医療施設と介護老人保健施設について明記すべき。	2	御意見を踏まえ、「京都市版地域包括ケアシステム」のイメージ図を修正しました。
15	「京都市版地域包括ケアシステム」構築のため、小学校区単位で、相談機能を持った中継地点を設置してはいかがか。	2	「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に当たっては、市内にきめ細かく61箇所設置する高齢サポートが、高齢者に関する相談機能を担っております。 御意見につきましては、今後の取組に当たり、参考とさせていただきます。
16	「地域包括支援システム」について、行政と市民の双方向の情報交換がなされ、日々改善が行われるようなシステム構築を求める。	1	本市におきましては、医療、介護、行政、地域福祉組織等のあらゆる関係者が参画する支援ネットワークである地域ケア会議を軸として「京都市版地域包括ケアシステム」を構築することとしております。 こうした取組により、行政と地域が情報を共有し、日常生活圏域ごとの特性・課題を踏まえた地域包括ケアシステムを構築してまいります。
17	京都市版地域包括ケアシステムの構築に向けた市社協、区社協の役割を明示してほしい。	1	地域における高齢者の支援等、地域福祉活動で重要な役割を担っている社会福祉協議会は、地域包括ケアシステムを構築するうえで重要な存在であると認識しております。 今後とも、社会福祉協議会を含む様々な関係機関との協働の下、平成37(2025)年を見据えて、学区単位のきめ細かい取組の推進により、「京都市版地域包括ケアシステム」の構築を進めてまいります。
18	地域包括ケアの推進に当たっては、ケアマネジャー等に過度の負担がかかるおそれがあるため、対策が必要である。	1	「京都市版地域包括ケアシステム」の構築には、その中核を担う高齢サポートが、その役割を十分に果たせるよう、行政がしっかりと支援していくことが重要であると認識しております。 このため、本市におきましては、現行の初任者・現任者研修等に加え、新たに管理責任者(センター長)を対象に研修を実施するなど、機能の充実及び運営の質の維持・向上に取り組むとともに、高齢化の一層の進展に対応できるよう、高齢サポートの運営体制の適正化について検討してまいります。 こうした取組を通じて、地域包括ケアシステムの重要な要素である医療と介護の連携強化が図られることにより、ケアマネジャー等の業務もこれまで以上に円滑に進められると考えております。

Ⅲ 高齢者について

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見・御提言に対する本市の考え方
19	65歳を高齢者と言うにはあまりに若すぎるので、「高齢者」と定義する年齢を引き上げてはどうか。	2	高齢者の定義については、統一された基準はなく、国連の世界保健機関(WHO)において定義された「高齢者＝65歳」の考え方が広く一般的になっております。 しかし、御意見のように、いわゆる前期高齢者(65歳～74歳)には元気な方が多いことから、高齢者の定義を見直してはどうかという考え方もあり、今後とも、こうした動きや国の動向を注視してまいります。
20	高齢者は貯蓄も多く、公的年金等の所得控除額が多いため、一見無収入・低所得のように見えても、現役世代の低所得とは異なることから、社会的弱者のような扱いで施策を拡大するべきではない。 若い世代の負担が軽減されるよう、高齢者の負担を引き上げるべき。	6	高齢者への支援に当たっては、真に必要な方に必要なサービスが提供されるとともに、世代間での不公平が生じないよう、事業内容を精査のうえ、取組を進めてまいります。

Ⅳ 高齢社会について

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見・御提言に対する本市の考え方
21	高齢者本人及びその家族が、介護・福祉に関する理解・認識を深めるための取組が必要である。	3	御意見のとおり、地域包括ケアシステムの構築には、高齢者本人や家族が、介護・福祉について、とりわけ在宅生活を選択することの意味を理解し、そのための心構えを持つことが重要であることから、これらの普及・啓発に向けた取組を進めてまいります。
22	若い世代が高齢者問題に関心を持ち、地域の中で活躍できるように取組を進めるべき。	1	若い世代をはじめ、全ての世代が、高齢社会に関する課題を自らのものとして認識し、地域の中で自主的に高齢者支援に取り組んでいただけるよう、世代を超えて支え合う意識の共有を進めてまいります。

Ⅴ 重点取組ごとの施策・事業について

重点取組1:高齢者の生活を地域で支える仕組みづくりの推進

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見・御提言に対する本市の考え方
23	重点取組1の「高齢者の生活を地域で支える仕組みづくりの推進」については、災害時のみならず、高齢者支援にも当てはまることから、賛成である。	1	重点取組1に掲げる施策・事業を着実に推進し、高齢者が孤立することなく、地域との絆でつながりながら、できる限り住み慣れた地域で暮らしていけるよう、地域全体で、世代を超えて高齢者を支援する仕組みづくりを進めてまいります。

1 地域での支援ネットワークの強化

(1)地域ケア会議の充実

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見・御提言に対する本市の考え方
24	日常生活圏域を標準とする地域ケア会議とあるが、具体的な範囲はどの程度のエリアになるのか。 また、地域ケア会議について、イメージ図などを活用し、視覚的にわかりやすく示してほしい。	2	新たに設置する日常生活圏域(複数の元学区を束ねた地域)を標準とする地域ケア会議は、高齢サポートの活動地域を範囲として想定しております。 日常生活圏域や地域ケア会議のイメージ図につきましては、プランの最終版に掲載いたします。
25	地域ケア会議については、個別のケース事情に応じて、行政(福祉事務所)からも積極的に参加してほしい。 また、地域の視点を取り入れるため、地域の人にも参画していただくことが重要である。	3	地域ケア会議には、これまでから、検討する事案に応じて、必要な行政(福祉事務所等)職員が参画しており、再構築後の地域ケア会議においても、同様の想定をしております。 また、民生委員・児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会等にも参画いただくことで、地域の視点も十分に踏まえつつ、個別ケースへの支援方針の検討から、地域課題の発見及び解決に向けた検討を進め、地域のネットワーク構築や地域で必要とされているサービスの把握や対応等へとつなげてまいります。

(2) 高齢サポートの機能の充実

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見・御提言に対する本市の考え方
26	高齢サポートとは何か。	1	「高齢サポート」とは、本市における地域包括支援センターの愛称です。(シンボルマークとともに、平成24年2月に公募により決まりました。) 【参考】地域包括支援センターについて 地域で暮らす高齢者を、介護、福祉、保健、医療など様々な面から総合的に支えるために設けられた、公的な相談窓口です。社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等の専門職員が互いに連携し、チームで業務を行います。本市では、社会福祉法人等の民間事業者に委託をして61箇所を実施しており、各区・支所が活動を支援しております。
27	「京都市版地域包括ケアシステム」の構築を進めるに当たり、その中核を担う高齢サポートの役割が大きくなるにつれ、負担も大きくなる懸念がある。 高齢サポートが「京都市版地域包括ケアシステム」の中核としての役割をしっかりと果たせるよう、高齢サポートの機能の充実や行政による支援を行ってほしい。	7	「京都市版地域包括ケアシステム」の構築には、その中核を担う高齢サポートが、その役割を十分に果たせるよう、行政がしっかりと支援していくことが重要であると認識しております。 このため、本市におきましては、現行の初任者・現任者研修等に加え、新たに管理責任者(センター長)を対象に研修を実施するなど、機能の充実及び運営の質の維持・向上に取り組むとともに、高齢化の一層の進展に対応できるよう、高齢サポートの運営体制の適正化について検討してまいります。 なお、この内容につきましては、【重点取組1】に記載いたします。
28	新しい総合事業への移行後は、高齢サポートの職員がアセスメント・ケアマネジメントを担うことになるが、現在の人員体制で遂行できると思えないので、要支援者の介護予防給付に関するケアマネジメントについては、居宅介護支援事業所への委託により給付管理ができるようにしてほしい。	1	要支援者の介護予防給付に関するケアマネジメントにつきましては、現在、国の制度で、業務の一部を居宅介護支援事業所に委託できることになっており、この度の法改正においても、特に変更はないため、今後も委託を行うことが可能です。

(3) 地域での相談・見守り体制の充実

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見・御提言に対する本市の考え方
29	○ 見守り事業の具体的内容を明らかにしてほしい。 ○ 地域で高齢者をサポートする仕組みを強化するため、支援が必要な高齢者の個人情報提供範囲を明確化のうえ、地域で共有できる仕組みが必要である。 ○ 高齢者世帯の増加を踏まえ、日常的に高齢者世帯の状況を把握するための対策が必要である。	4	高齢者が地域の中で安心して暮らし続けられるよう、見守り活動対象者名簿を地域福祉組織等と情報共有することなどにより地域における見守り体制を推進するとともに、民生委員・児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会等による相談・援助活動を推進してまいります。 なお、この内容につきましては、【重点取組1】に記載いたします。
31	見守り活動の担い手として学区社会福祉協議会を明記すべきである。	2	地域における見守り活動の担い手として学区社会福祉協議会の果たすべき役割は大きいと認識しており、「京都市版地域包括ケアシステム」のイメージに、見守りを含む地域の多様な担い手の一つとして学区社会福祉協議会を位置づけております。
32	高齢者すまい生活支援モデル事業と災害時要配慮者名簿と関連づけて、地域の見守りにもつなげてはいかがか。	1	要介護高齢者等の地域での生活を支える新たな取組として、空き家を活用し、低廉な「住まい」と、社会福祉法人による「見守り」等のサービスを一体的に提供する「高齢者すまい生活支援モデル事業」につきましては、京都市居住支援協議会において、事業内容の検証等を行い、モデル事業の終了後においても、社会福祉法人による社会貢献事業として継続的・発展的に取り組める、持続可能な事業スキームの構築に取り組むこととしております。 御意見にある、地域の見守り活動につなげるための災害時要配慮者名簿と関連づけにつきましては、本事業の検証結果などを踏まえ、今後の事業展開を検討する中で参考にさせていただきます。
33	各町内に高齢者の窓口になる人材を配置してはいかがか。	1	本市におきましては、地域に暮らす高齢者を介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的に支援するため、市内にきめ細かく61箇所を設置した高齢サポートにおいて、高齢者に関する相談を受け付け、必要な支援に結びつけております。 御意見の各町内に高齢者の窓口になる人材の配置につきましては、今後の施策・事業の推進に当たり、参考とさせていただきます。
34	住民活動に関して強調されているが、施策への反映に乏しい。	1	第6期プランでは、「京都市版地域包括ケアシステム」を構築するため、本市ならではの「地域力」や「地域の絆」を最大限に生かし、地域住民の参画を得て、地域ぐるみで高齢者を支援する取組を進めていくこととしております。 具体的には、重点取組1の「地域での相談・見守り体制の推進」や重点取組2の「就労支援・担い手づくり」、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」、重点取組3の「生活支援サービスの充実」において、地域住民等が主体となった施策・事業を展開することとしております。

35	地域の中で高齢者が孤立しないよう、空き家対策などとも連携し、高齢者がいつでも気軽に立ち寄れる居場所をもっと増やしてほしい。	12	高齢者の居場所づくりにつきましては、高齢者どうし、また、高齢者と若者や子どもたちとの世代を超えた交流を促進するため、空き家や商店街の空き店舗等も活用し、地域住民や団体が主体となって運営する身近な居場所づくりを推進します。また、地域とのつながりの中で、高齢者の孤立化や閉じこもりの防止、認知症の早期発見や進行防止等により一層資するものとなるよう、運営主体間の情報共有、関係機関等との連携等、質的な底上げと多様化に取り組みます。 なお、この内容につきましては、【重点取組1】及び【重点取組2】に記載いたします。
36	高齢者に関するサービス等をわかりやすく紹介する冊子などがあればいい。 また情報が届きにくい高齢者に情報を届ける方法を検討してほしい。	4	本市におきましては、介護保険サービスや介護保険以外のサービス、高齢者が利用できる施設、制度等をまとめた高齢者のためのサービスガイドブック「すこやか進行中!!」や介護保険制度の概要をわかりやすく説明した「介護保険のしくみ」、各区の事業所情報を掲載した「各区版介護保険エリアマップ(事業所情報)」等を発行し、各区・支所等で配布するとともに、ホームページにも掲載しています。また、ひとり暮らし等、情報が届きにくい高齢者に対しては、高齢サポートによるひとり暮らし高齢者全戸訪問事業等の実施や、ケアマネジャー等への十分な周知等を通じて、必要な情報提供に努めてまいります。
37	コミュニティソーシャルワークの強化・推進とは具体的にどのように進めていくのか。	1	「コミュニティソーシャルワーク(地域支援・生活支援)」の強化・推進を図る「地域あんしん支援員設置事業」の導入により、制度の狭間や支援の拒否といった、福祉的な支援が必要であるにもかかわらず、支援につなげていない方等に関する事案に対し、地域の様々な専門機関が持つ力を結集させ、支援機能を強化する取組等を進めてまいります。 なお、この内容につきましては、【重点取組1】に記載いたします。
38	地域ボランティアの高齢化への対応が必要である。	1	若い世代にも積極的に地域ボランティアを担っていただけるよう、京都市福祉ボランティアセンター、区ボランティアセンター及び市民活動総合センターを中心に、講座・研修の実施や福祉教育・福祉学習の推進、ボランティア活動に関する情報提供等により、地域ボランティア活動の担い手の育成支援等を行ってまいります。
39	京都市の場合、民間事業者が充実しているので、社会福祉協議会は介護保険サービスよりも地域支援事業やインフォーマルサービスを担うべき。	2	地域における高齢者の支援等、地域福祉活動で重要な役割を担っている社会福祉協議会は、地域包括ケアシステムを構築するうえで重要な存在であると認識しております。 同協議会には、これまでから、老人デイサービスセンター等の介護サービスに加え、地域支援事業の実施やインフォーマルサービスの提供に当たっても重要な役割を担っていただいております。第6期プランにおいても、引き続き、同協議会との連携の下、これらの取組を進めてまいります。
40	○ 学区社協等の住民組織の自主活動を行政・専門職につなぐコーディネート機能を果たす市・区社協を明記してほしい。 ○ 「健康すこやか学級」を含め、学区社協事業の持続可能な充実が必要である。	3	地域における高齢者の支援等、地域福祉活動で重要な役割を担っている社会福祉協議会が市域、区域、学区域で重層的な事業の展開が図れるよう支援してまいります。 なお、この内容につきましては、【重点取組1】に記載いたします。
41	社会福祉協議会の運営のあり方を考えてほしい。	1	社会福祉協議会は、社会福祉法に規定された社会福祉を目的とする事業に関する調査、企画等を行うとともに、様々な世代・人々を対象とした、本市の公助だけでは行えない多様な事業を実施することで、地域福祉の中心的な役割を果たしています。 本市はこれらの市社協及び区社協運営に係る人件費及び事務費の補助を行うことで、各協議会の実施する事業等を充実させ、地域住民の福祉の向上が図られるよう、連携してまいります。
42	自治会・町内会が「地域包括ケアシステム」の担い手としての役割を果たせるよう、多世代の地域コミュニティへの主体的な参画による地域コミュニティの活性化(福祉人材の育成)に視点を置いた施策を盛り込んでほしい。	7	「地域包括ケアシステム」においては、自治会・町内会の役割も期待されており、「地域コミュニティ活性化推進計画」に基づき、地域住民相互の協力と支え合いの精神に基づく自主的な地域活動を支援してまいります。 なお、この内容につきましては、【重点取組1】に記載いたします。
43	地域とどのようにつながりをもってほしいのか、分かり易く教えてもらえる機会がほしい。	1	本市では、平成24年6月に、総合相談窓口「地域コミュニティサポートセンター」を開設し、地域コミュニティ活性化に関する相談に応じていますので、お気軽にご利用ください。 また、平成24年11月には、「自治会・町内会&NPOおうえんポータルサイト」を開設し、自治会・町内会や学区に関する情報を発信していますので、御活用いただけますようお願いいたします。

44	「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に向け、意欲ある大学やNPO等と連携し、介護者の負担軽減に取り組むべき。	4	大学やNPO等との連携を強化し、これらが主体となって高齢者を対象に実施する生活支援サービスについて、こうした生活支援が更に広がっていくよう、現在、取組を進める大学、NPO等の活動に関する情報提供等に取り組んでまいります。 なお、この内容につきましては【重点取組1】に記載いたします。
45	大学生は昼間は大学、夜はアルバイト等があり、相談、見守りを実施するには課題がある。	1	大学生の生活状況は個々によって異なっており、現に、買い物支援等、生活支援サービスを担っていただいている学生も多くいらっしゃいます。 こうした取組が更に広がっていくよう、大学との連携を強化してまいります。

(4) 世代を超えて支え合う意識の共有

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見・御提言に対する本市の考え方
46	ひとり暮らし高齢者と乳幼児が集い、関わりを持てるような場所をもっと増やしてほしい。	1	本市におきましては、市民すこやかフェア等を通じて、多世代が交流できる機会づくりに努めており、高齢者福祉施設と児童館をはじめとした児童福祉施設等との交流を図るとともに、地域住民や団体が主体となって運営する身近な居場所づくりを推進しています。
47	小中学校で、授業の一環として認知症あんしんサポーター養成講座を開催するなど、介護や認知症に関する教育を取り入れてほしい。 また、支援学校や老人ホームでの実践事業も義務化してほしい。	4	本市におきましては、認知症になっても安心して暮らし続けていくまちづくりを推進するため、認知症あんしんサポーターの養成に努めており、小中学校においてもサポーター養成講座を開催しております。 今後とも、プランに掲げる認知症施策を推進し、若年層の段階から、認知症に関する正しい理解の普及が進むよう取組を進めてまいります。 また、中学校が授業の一環として、福祉ボランティア体験をはじめとする社会体験活動に取り組む「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業を、引き続き実施してまいります。 なお、これらの内容につきましては【重点取組1】に記載いたします。

2 認知症等の要介護高齢者支援の充実

(1) 権利擁護の推進

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見・御提言に対する本市の考え方
48	高齢者の権利擁護について、虐待者からの分離後の受入施設、高齢サポート、福祉事務所の対応力向上を図ってほしい。	1	本市におきましては、長寿すこやかセンターにおいて、高齢者福祉に携わる関係者等を対象に高齢者虐待防止のための研修会等を開催しております。 また、権利擁護をはじめ、高齢サポートが実施する業務について、高齢サポート職員の対応力向上を図るための研修を実施しております。 引き続き、こうした取組を通じて、高齢者虐待に携わる関係者の対応力向上を図ってまいります。
49	「権利擁護の推進」の項に、日常生活自立支援事業の明記が必要ではないか。	2	高齢者の権利擁護のため、とりわけ、認知症等で判断能力が不十分な又は欠けた方への支援につきましては、成年後見制度のほか、日常生活自立支援事業による利用も極めて重要であると認識しております。 「日常生活自立支援事業の推進」につきまして、【重点取組1】に記載いたします。

(2) 認知症施策の推進

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見・御提言に対する本市の考え方
50	認知症ライフサポートモデルに基づく認知症ケアパスの普及啓発が必要である。 認知症ケアパスは、当てはまらない人がいることも踏まえ、柔軟性のある形にしてほしい。	2	認知症ライフサポートモデルとは、医療と介護等が相互の役割・機能を理解しながら、統合的な支援を行おうとする認知症のケアモデルであり、そのために多職種の連携は欠かせないと考えております。 そうした連携の視覚化にもつながるよう、本市では、認知症の進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような地域資源で支えていくのかを具体的に示す「認知症ケアパス」をガイドブック形式で作成いたしました。 この京都市版認知症ケアパスについて、認知症の人や家族、支援者など多くの方に普及を図り、認知症の人の状態に応じて適切なサービスが受けられるよう、また、地域での活用が進むよう、普及・啓発を図ってまいります。 なお、この内容につきましては、【重点取組1】に記載いたします。
51	認知症医療体制の詳細を知りたい。	1	認知症の診療については、状態に応じて、かかりつけ医や各種学会等において認定されている認知症専門医、認知症疾患医療センター等が対応しており、「もの忘れ外来」を標榜する診療所や病院もあります。 本市におきましては、医師会とも連携し、まずは身近な相談窓口であるかかりつけ医の認知症対応力向上研修の実施やかかりつけ医への助言や専門医療機関と高齢サポート等との連携役となる「認知症サポート医」の養成等を行い、認知症医療体制の充実に努めております。 具体的な医療の窓口につきましては、京都地域包括ケア推進機構のウェブサイト「きょうと認知症あんしんナビ」をご覧ください。
52	なぜ市内に認知症疾患医療センターが1箇所しかないのか。	1	認知症疾患医療センターは、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談を実施する専門医療機関です。 京都市内においては、6箇所ある二次医療圏すべてに1つ以上、計8箇所の認知症疾患医療センターが設置されており、本市では京都府立医科大学附属病院が指定されております。 他の圏域と比較して高齢者人口が多い本市市域においては、認知症診療に対応できる医療機関も多数所在していることから、かかりつけ医の認知症対応力の向上や、認知症サポート医を積極的に養成し高齢サポート数と同等の人数の確保に向けた増員に努めることにより、総合的な認知症医療提供体制の充実に努めてまいります。
53	認知症地域支援推進員の役割はどのようなものか。	1	認知症地域支援推進員は、認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続することを支えるため、認知症疾患医療センター、地域の医療機関及び介護サービス等の関係機関との連携の推進役です。 本市には、2名を配置しております。
54	認知症初期集中支援チームの設置など認知症の初期段階での対応の充実というところに、認知症になっている人のことを考えていると感ずることができる。 認知症初期集中支援チームの配置を早期に実現してほしい。	2	本市では、高齢者本人や家族等が、なるべく早く認知症の症状に「気づき」、高齢サポートやかかりつけ医等に「つなぎ」、医療や介護サービス等が切れ目なく提供され、地域全体で認知症高齢者や家族を「支え」ていけるよう、認知症施策の充実に取り組んでおります。 医療と介護の連携のもと、認知症の人やその家族に対する個別訪問を実施し、認知症の初期の段階から適切な支援を行う「初期集中支援チーム」の設置は、介護保険制度改正により平成30年度までには実施することが求められております。 関係機関等と意見交換を十分に行いながら、本市における設置の在り方について検討してまいります。 なお、この内容につきましては、【重点取組1】に記載いたします。
55	認知症の方が、徘徊したとしても、安全に帰ってこられるよう、若い世代を含めた地域全体が認知症について正しく理解し、見守ることができる体制づくりが必要である。	4	徘徊する認知症の人を事故や行方不明から守るためには、身近な地域での見守りや早期発見など、若い世代を含めた地域ぐるみで支援する仕組みを構築するとともに、認知症に対する正しい理解を広げていくことが大切です。 本市では、徘徊時の早期発見や事故の未然防止のため、徘徊模擬訓練や身近な地域での早期対応ネットワークづくりを支援するとともに、広域での行方不明時早期発見ネットワークの運用など徘徊しても安全に自宅等に戻れる地域づくりを進めてまいります。 なお、この内容につきましては、【重点取組1】に記載いたします。
56	認知症施策の推進に若年性認知症も含まれるのは大変評価できる。 若年性認知症の支援においても、医療機関や保健分野・障害福祉分野との連携しながら取組を進めてほしい。	2	若年性認知症は、若年期に発症するために経済的問題や介護負担が大きくなりやすいなど高齢期と異なる特有の課題があり、より幅広い関係機関の連携が必要です。 そのため本市では、高齢者福祉、障害保健福祉、保健医療の担当部署等によるプロジェクトチームを設置し、若年性認知症の人や家族、支援者との意見交換や支援者向けの研修を実施するなど取組を進めているところです。引き続き、支援機関の連携・協力体制の確立・強化を図るとともに、若年性認知症施策の推進に取り組んでまいります。 なお、この内容につきましては、【重点取組1】に記載いたします。

57	<p>○ 高齢者が増加する中、皆が元気に暮らせば、保険財政への負担も軽減されることから、いつまでも元気でいられるよう認知症施策を充実させてほしい。</p> <p>○ 認知症の正しい理解から、早期発見、早期治療等について普及啓発を行い、地域全体で認知症高齢者等をサポートできる体制づくりが必要である。</p>	9	<p>本市では、高齢者本人や家族等が、なるべく早く認知症の症状に「気づき」、高齢サポートやかかりつけ医等に「つなぎ」、そして医療や介護サービスが切れ目なく提供され、地域全体で認知症高齢者や家族を「支え」たいけるよう、認知症施策を総合的に推進しております。</p> <p>また、一人ひとりの状態に応じて適切な支援が受けられ、地域の絆でつながりながら、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症あんしんサポーターの養成等により、認知症に対する正しい理解の普及に取り組んでおります。</p> <p>引き続き、これらの取組を通じて、認知症施策の更なる充実に取り組んでまいります。</p> <p>なお、この内容につきましては、【重点取組1】に記載いたします。</p>
58	<p>認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症高齢者グループホームをはじめとする認知症を受け入れることのできる施設をしっかりと整備してほしい。</p>	3	<p>認知症高齢者グループホームにつきましては、国において原則2ユニットまでとされていたところ、本市独自の取組として、平成25年4月から全市域で3ユニットまで整備可能としており、その結果、事業所数は着実に増加しております。</p> <p>また、認知症のある方を地域で支えるために有効なサービスである小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス(平成27年度から看護小規模多機能型居宅介護に改称)についても、認知症高齢者グループホームの事業者を公募する際に、それらの併設を条件としており、その結果、着実に増加しているところです。</p> <p>第6期プランにおいても、この方針を継続し、引き続きこれらの施設の整備を促進してまいります。</p>
59	<p>特別養護老人ホームは入所申込者が多く、入所してからも大変気を遣うのではないかと不安を抱えており、現在は元気で認知症にならないように頑張っている。</p>	1	<p>本市におきましては、認知症になっても尊厳をもって、できる限り住み慣れた地域の中で、よい環境の下、安心して暮らし続けていくことができるまちづくりを推進しております。</p> <p>保健センター・支所が実施する健康教室の中で、認知症の原因の一つである生活習慣病の予防に関する知識についての普及・啓発を行うほか、地域介護予防推進センターにおいても、脳トレ教室など、介護予防サービスの提供を行っておりますので、御活用いただければと考えております。</p>

(3)ひとり暮らし高齢者等支援の推進

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見・御提言に対する本市の考え方
60	<p>○ ひとり暮らし高齢者全戸訪問事業は、初期段階での認知症の人の早期発見や、高齢者が地域の中で孤立しないよう見守りなどにつなげられることから、消防署や老人福祉員などの関係機関と連携を図りつつ、引き続き実施して欲しい。</p> <p>○ ひとり暮らし高齢者全戸訪問事業について、現在65歳以上のひとり暮らしの方を対象に実施しているが、65歳の方は現役で働いている方も多く、面談に至らない場合も多いため、対象を75歳以上に引き上げるとともに、高齢者夫婦世帯や昼間独居の高齢者世帯等、支援が必要な世帯にも対象を拡大してはどうか。</p>	13	<p>高齢サポートの専門職員によるひとり暮らし高齢者全戸訪問事業につきましては、引き続き、地域の関係機関と連携して取り組み、地域全体で高齢者を見守るネットワーク体制の強化を図るとともに、今後ますます増加・多様化する高齢者のニーズを的確に把握・対応できるよう、これまでの事業の実施状況を分析のうえ、今後のあり方を検討していきます。</p> <p>なお、この内容につきましては、【重点取組1】に記載いたします。</p>
61	<p>老人福祉員のように、各家を訪問し、高齢者の話し相手となる取組が必要である。</p> <p>老人福祉員を増員し、地域の見守り活動の質の向上につなげてほしい。</p>	4	<p>老人福祉員には、地域社会において高齢者が安定して日常生活を営める環境を整え、ひとり暮らし高齢者などの福祉の向上を図っていただいております。</p> <p>引き続き、3年ごとに定数の見直しを行うなど、民生委員・児童委員をはじめ、高齢サポートや関係団体等と連携を図り、援護を要する高齢者に対するきめ細やかな援助や福祉施策の周知等、地域の最前線での重要な役割を担っていただけるよう取り組んでまいります。</p>
62	<p>高齢サポートと老人福祉員間で、地域の中で認知症が疑わしい方などの情報を共有するなど、老人福祉員をより効果的に活用できる仕組みを検討してほしい。</p>	2	<p>本市におきましては、高齢サポートを中心とした地域ネットワークの構築を進め、地域福祉組織等との情報共有による地域における見守り体制の充実を図ってきたところであり、今後、認知症の方の徘徊時の早期発見や事故の防止のため、身近な地域での早期対応ネットワークづくりの支援などに取り組んでまいります。</p>

63	65歳はまだまだ元気な方が多いので、老人福祉員活動としてのひとり暮らし高齢者への訪問は、対象者を70歳以上にはいかか。	4	御指摘いただいた内容につきましては、今後の老人福祉員活動の推進に当たり参考にさせていただきます。
64	<p>○ 老人福祉員に定年制を設けるなど、もっと若い人に老人福祉員を担ってもらえるようにしてほしい。</p> <p>○ 老人福祉員、民生委員・児童委員。社会福祉協議会の活動内容に重複があることから、老人福祉員の役割を明確化するとともに、必要に応じて統合を検討していかか。</p> <p>○ 老人福祉員活動を行っているが、個人情報保護の点から、聞き取りが十分にできなくなっている。</p> <p>○ 老人福祉員活動を行っているが、月1回ぐらいの訪問で精一杯である。</p> <p>○ 老人福祉員研修会については、より受講者に配慮した開催時期にしてほしい。</p>	8	御指摘いただいた内容につきましては、今後の老人福祉員活動の推進に当たり参考にさせていただきます。

重点取組2: 生きがいがづくりと健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進

1 生きがいがづくり・担い手づくりの推進

(1) 生きがいがづくりの推進

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見・御提言に対する本市の考え方
65	高齢者の生きがいがづくりを進めることで健康づくり・介護予防につなげるとともに、ひいては京都市全体の活性化の実現につながることから、団塊の世代の社会参加を促進するための普及啓発に取り組んでほしい。	2	<p>団塊の世代が高齢期を迎え、元気な高齢者の増加が見込まれることから、高齢者が社会参加することで、高齢者自身の生きがいがづくりや介護予防にも役立てていただけるよう支援し、元気な高齢者を更に増やしていく必要があります。</p> <p>第6期プランにおきましては、重点取組2に「生きがいがづくり・担い手づくりの推進」を掲げ、「すこやかクラブ京都」(老人クラブ)の活動の充実やシルバー人材センター事業の推進等を通じて、高齢者の生きがいがづくりや社会参加を支援するとともに、特に元気な高齢者等が、高齢者に対する生活支援サービスの担い手として、また子育て支援等地域社会の幅広い支え手として活躍できるための仕組みづくりに取り組んでまいります。</p>
66	高齢者が持っている能力や知恵を後世に伝えるため、その能力を持つに至った過程などを発表できる機会を作ってほしい。	1	<p>高齢者が持つ知恵や技術を伝えるための事業として知恵シルバーセンター事業を運営するとともに、御活躍いただいている高齢者の方には、市民すこやかフェア等を通じて取組成果を発表いただいているところであり、このような取組を今後とも継続してまいります。</p>
67	老人福祉センター等でのシニアボランティア養成を充実してほしい。	1	<p>第6期プランにおきましては、重点取組2に「就労支援・担い手づくりの推進」を掲げ、元気な高齢者等が、高齢者に対する生活支援サービスの担い手として、また子育て支援等地域社会の幅広い支え手として活躍できるための仕組みづくりに取り組むこととしております。</p> <p>御指摘いただいた内容につきましては、今後の施策の推進に当たり、参考とさせていただきます。</p>
68	老人福祉センター等、生きがい支援のための税金の使い方については十分に検討してほしい。 老人いこいの家や老人クラブハウスなど、機能が類似する高齢者向けの施設は、統合などはできないのか。	2	<p>生きがいがづくり支援施設につきましては、第5期プランに引き続き、第6期プランにおきましても利用者ニーズや社会情勢の変化等を踏まえて、今後の高齢者の生きがいがづくりや介護予防等に資する施設のあり方等を検討してまいります。</p> <p>なお、この内容につきましては【重点取組2】に記載いたします。</p>
69	特に男性の高齢者にとって食事作りが負担になることが多いことから、料理教室等を定期的に開催していかか。	2	<p>すこやかクラブ京都が実施する事業等において、料理教室等を開催し、多くの方に御参加いただいていると聞いております。</p> <p>いただいた御意見を参考に、関係団体等にもお伝えしてまいります。</p>

70	高齢者数の増加に伴い敬老乗車証制度に係る経費が増大する中、制度を維持するためには、応益負担の導入も必要である。負担している現役世代の声も聞きつつ、全ての世代が理解できるようなクリアな制度にしてほしい。	8	<p>敬老乗車証制度につきましては、交付率の低下や、民営バス敬老乗車証の適用拡大など制度の改善を求める要望がある一方、高齢化の進行に伴い、制度の運営に要する経費が年々増大してきております。</p> <p>このため、本市では、京都市社会福祉審議会の答申及び市民意見募集の結果等を踏まえ、平成25年10月、「敬老乗車証制度の今後のあり方に関する基本的な考え方」を策定し、今後この基本的な考え方に基づき、本制度が、高齢者の社会参加支援や生きがいづくり、介護予防等に役立てていただくという目的に沿い、将来にわたって持続可能な制度となるよう、具体的な負担や給付の内容等について検討を進めていくこととしております。</p> <p>なお、具体化に当たりましては、交通事業者、利用者及び現役世代を含む市民等、敬老乗車証制度に関わる多くの関係者の理解が得られるものとなるよう、今後十分時間をかけて検討してまいります。</p>
71	敬老乗車証制度の見直しは高齢者の生活に大きな影響を及ぼすことになるため、高齢者のために良き方向に制度見直しを行ってほしい	1	<p>制度の具体的な内容につきましては、今後、交通事業者、利用者及び現役世代を含む市民等、多くの関係者の理解が得られるものとなるよう、十分時間をかけて検討してまいります。</p>
72	敬老乗車証制度は現在の制度を維持継続してほしい。	2	<p>京都市社会福祉審議会におきましては、敬老乗車証制度の目的が、高齢者の社会参加を支援し、もって高齢者の福祉の増進に寄与することにあることから、交付率の更なる低下を招きかねない利用者負担金の値上げ等ではなく、より利用実態に見合った形で、高齢者の社会活動を支援し、かつ、今後の交付対象者数の増加を見据えた持続可能な制度として再構築が必要であるとの考えのもとで検討が行われました。</p> <p>本市におきましては、社会福祉審議会答申等を踏まえてとりまとめた基本的な考え方に基づき、本制度が、高齢者の社会参加支援や生きがいづくり、介護予防等に役立てていただくという目的に沿い、将来にわたって持続可能な制度となるよう、具体的な負担や給付の内容等について検討を進めていくこととしております。</p> <p>なお、具体化に当たりましては、交通事業者、利用者及び現役世代を含む市民等、敬老乗車証制度に関わる多くの関係者の理解が得られるものとなるよう、今後十分時間をかけて検討してまいります。</p>

(2) 就労支援・担い手づくりの推進

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見・御提言に対する本市の考え方
73	定年後の働きやすい環境づくりをお願いしたい。	1	<p>働くことを希望する高齢者が就業できるよう、雇用行政、労働行政を担う国や京都府との連携を図りながら、雇用の維持・確保に努めてまいります。</p> <p>なお、この内容につきましては、【重点取組2】に記載いたします。</p>
74	70歳定年制の実現や就労支援を強く打ち出してはどうか。	1	<p>平成25年4月に「高齢者雇用安定法」が改正されるなど、国において定年の引上げ等による安定した雇用確保の促進に向けた法整備が進められております。</p> <p>本市としましては、こうした国の動向を注視するとともに、引き続き、働くことを希望する高齢者が就業できるよう、雇用行政、労働行政を担う国や京都府とも連携を図りながら、雇用の維持・確保に努めてまいります。</p>
75	意欲や体力のある高齢者に地域の担い手となってもらうための仕組みを構築してほしい。	15	<p>ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯の増加に伴い、今後ますます電球の交換や掃除、ごみ出しなどの日常生活上の細々とした困りごとへの支援の必要性が増加していくことが見込まれております。</p> <p>第6期プランにおきましては、新たに、元気な高齢者をはじめとする地域住民等が、高齢者に対する生活支援サービスをはじめ、地域社会の幅広い支え手として活躍できるための仕組みづくりに取り組んでまいります。</p> <p>なお、この内容につきましては【重点取組2】に記載いたします。</p>
76	高齢者になってからでは、担い手になるといってもなかなか理解してもらえないと考えられるため、現役世代のうちから様々な地域活動に参加する仕組みが必要である。	2	<p>仕事と家庭生活等の私生活だけでなく、町内会やボランティア活動等の「地域活動や社会貢献」も含めて、生きがいのある充実した暮らしを送ることができる「真のワーク・ライフ・バランス」を推進する必要があります。</p> <p>御指摘いただいた内容につきましては、今後の施策の推進に当たり、参考とさせていただきます。</p>

(3) すこやかクラブ京都(老人クラブ)の活動の充実

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見・御提言に対する本市の考え方
77	高齢者が増加する中、高齢者の生きがいづくりが重要であると思うので、すこやかクラブ京都の活動の活性化が必要である。	3	高齢者の知識や経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を行う「すこやかクラブ京都」(老人クラブ)の役割は重要であると認識しております。 このため、第6期プランにおきましては、活動内容の充実や会員拡大に向けた活動の活性化に対して、支援してまいります。 なお、この内容につきましては【重点取組2】に記載いたします。

2 健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の取組の推進

(1) 健康づくりの取組の推進

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見・御提言に対する本市の考え方
78	高齢者が医療や介護を要さず健康に過ごすことは、高齢者自身の充実した高齢期の実現に加え、介護保険財政などの抑制にもつながることから、健康寿命を平均寿命に近づけるような、健康づくりの取組が重要である。	5	「地域コミュニティ」等の強固な自治力を生かし、市民の皆様との協働により、京都のもつ「地域力」や「人間力」を引き出すとともに、「歩くまち・京都」や「スポーツの絆が生きるまち」等の施策の融合により、市民が主体となった、総合的な健康寿命延伸の取組を推進してまいります。 また、要介護状態や寝たきりになることを防ぎ、健康寿命を延伸するため、ロコモティブシンドローム予防に着目した運動プログラムの普及を通じて、日頃から身体を動かす習慣づくりを推進してまいります。 介護予防の取組につきましては、現在、一次予防事業として、一般高齢者向けの介護予防サービスを、また、二次予防事業として、二次予防事業対象者向けの介護予防サービスを提供しておりますが、新しい総合事業の実施に伴い、一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、効果的・効率的な介護予防の取組を推進する観点から、新しい総合事業に再編・見直しを行ってまいります。 なお、これらの内容につきましては【重点取組2】に記載いたします。
79	健康寿命の延伸に向けた予防健康の意識づけに取り組む必要がある。	1	すべての市民が心身ともに健やかに暮らせるまちを目指し、保健センター・支所における生活習慣病予防等に関する各種教室や事業等の実施を通じて、疾病の予防や健康に関する正しい知識を普及し、自ら主体的に健康づくりに取り組む意識の高揚を図ってまいります。 また、介護予防に関して地域全体が関心を持ち合えるようなコミュニティを形成していくため、様々な機会を捉えて介護予防に関する情報を発信してまいります。 なお、これらの内容につきましては、【重点取組2】に記載いたします。
80	特定健康診査の検査項目を充実させてほしい。	1	特定健康診査につきましては、27年度から血清尿酸検査等を新たに検査項目に追加することにより、健診の魅力を高め、より多くの受診対象者に受診を促すとともに、生活習慣病の発症予防や重症化予防の取組を推進してまいります。

(2) 介護予防の取組の推進

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見・御提言に対する本市の考え方
81	高齢者が介護を必要としないで地域で住み続けられるように介護予防をもっと充実すべきである。	6	本市においては、各区に地域介護予防推進センターを設置し、高齢者が通いやすい身近な地域において、介護予防に関する知識等の習得や、運動機能の向上や栄養改善、口腔機能向上等に関する介護予防サービスを受けることができるよう、きめ細やかに対応しているところです。 同センターにおいては、高齢者が地域の中で自主的に介護予防に取り組まれるための支援なども積極的に行っておりますが、これからの介護予防は、高齢者本人へのアプローチだけでなく、地域とのつながりの中で生活できるよう、高齢者本人を取り巻く環境などへのアプローチを含め、バランスよく働きかけることが重要であり、これらの取組については新しい介護予防・日常生活支援総合事業への再編・見直しの中で検討してまいります。 なお、この内容につきましては、【重点取組2】に記載いたします。
82	介護予防事業について、費用対効果を実証する仕組みが必要ではないか。	1	介護予防事業の目的は、要支援・要介護状態の発生・悪化の防止ですが、要支援・要介護状態の発生・悪化の防止、あるいは進行の要因は非常に広範囲にわたり、事業利用との因果関係を確認することが難しく、事業利用者の主観的健康観等により事業効果の評価を行っているところです。 今後、介護予防事業を新しい介護予防・日常生活支援総合事業に再編・見直しを行う中で、事業効果を検証する仕組みについても検討してまいります。 なお、この内容につきましては、【重点取組2】に記載いたします。

(3)新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見・御提言に対する本市の考え方
83	新しい総合事業に対する京都市の方向性を明確にしてほしい。	4	新しい総合事業については、平成29年4月からの移行を予定しており、移行後も、要支援の方をはじめ、必要な方に必要なサービスを適切に提供していけるよう、現在提供されている生活支援サービスの種類や量について、全市的な調査を行い、実態をきめ細かく把握していくこととしております。 この調査の結果を踏まえ、今後における生活支援サービスの需給動向等を十分に検討のうえ、新しい総合事業のサービス類型、基準、報酬等を決定し、事業者の指定等の手続きを進めるとともに、市民の皆様や関係機関との協働の下、京都の地域力を生かした生活支援サービスの充実・強化に取り組んでまいります。
84	新しい総合事業の実施に向け、必要な方に必要なサービスが提供されるよう、生活支援サービスの量的・質的確保等に着実に取り組んでほしい。	7	新しい総合事業については、従来予防給付として提供していた全国一律の介護予防訪問介護（ヘルパー派遣）及び介護予防通所介護（デイサービス）を、市町村が実施する地域支援事業に移行し、従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と住民等による多様な生活支援サービスを総合的に提供できる仕組みとして、平成27年度の介護保険制度改正により創設されるもので、本市では平成29年4月からの移行を予定しております。 今後における生活支援サービスの需給動向等を十分に検討のうえ、円滑な移行に向けて必要な手続きを進めていくとともに、市民の皆様への十分な制度周知に努めてまいります。
85	生活支援コーディネーター役割や相応しい人物像を明確化のうえ、早期設置を求める。	4	平成27年度において、生活支援コーディネーターや、生活支援サービスの関係団体等で構成する協議体の設置等のための準備組織を設け、新しい総合事業の平成29年4月からの実施に向けて、生活支援サービスの充実・強化に取り組んでまいります。
86	○ 新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行に向け、インフォーマルサービスの質の確保のために十分な研修等の取組が重要である。 ○ 不特定多数により構成される団体に見守り活動を委ねるには不適切な場合がある。訪問活動にはプライベートな側面が附随してくることに配慮すべき。 ○ 新しい総合事業に移行した場合、住民等による多様なサービスが提供されることになり、その担い手には介護保険財政から委託料等が支払われることになるため、適正なサービスが提供されるよう指導監督が必要である。	7	国のガイドライン（案）においては、生活支援サービスの担い手となるボランティア等が、要支援者等に対して、適切な支援等が行えるようにするためには、市町村が主体的に研修を行うことが望ましいとされているところであり、今後、新しい総合事業の平成29年4月からの実施に向けて、サービスの質の確保についても検討してまいります。 なお、国のガイドライン（案）においては、ボランティアによる支援についても、新しい総合事業の枠内で提供される場合は、秘密保持をはじめ、国で定める「必ず遵守すべき基準」に基づいて実施することが想定されております。
87	ボランティア等による生活支援サービスの提供に当たっては、できることまで代わりにすることがサービスではない。サービス利用者に対しても十分な啓発が必要である。	1	国のガイドライン（案）においては、利用者の生活上の何らかの困りごとに対して、単にそれを補うサービスを当てはめるのではなく、利用者の自立支援に資するよう、心身機能、活動、参加にバランスよくアプローチしていくことが重要とされています。このため、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人が理解したうえで、その達成のために必要なサービスを主体的に利用し、目標の達成に取り組んでいけるよう、介護予防マネジメントを行っていく必要があると考えております。
88	新しい総合事業への移行により、現在の利用しているサービスとの継続性が途絶えてしまい、余計に状況が悪化するのではないかと危惧している。	1	国のガイドライン（案）においては、新しい総合事業の開始時点において、既に介護予防訪問介護や介護予防通所介護を利用しているケースで、ケアマネジメントにおいてサービスの利用継続が必要と認められるケースについては、現行相当のサービスの利用に配慮することとされております。
89	○ 生活支援サービスの充実の中で、市区社協が明記されていない。 ○ 新しい総合事業における健康すこやか学級や生活支援サービスの位置づけを明示してほしい。	2	新しい総合事業の平成29年4月からの実施に向けて、社会福祉協議機会を含む様々な関係機関等との協働の下、京都の地域力を生かした生活支援サービスの充実・強化に取り組んでまいります。
90	健康すこやか学級事業については、介護予防サービス提供の視点のみならず、支え手としての高齢者支援活動の実践事例であり、実施回数・利用回数に加えて、「担い手数」についても明記してほしい。	1	健康すこやか学級の実施につきましては、多くのボランティアや地域住民に支え手として活動いただいているところです。こうした状況も踏まえながら、取組状況の表記方法について検討してまいります。 なお、この内容につきましては、【重点課題2】に記載いたします。
91	「支え手としての高齢者支援施策」の位置づけとして、市民後見人養成の取り組みや「知恵シルバーセンター事業」などを盛り込んでほしい。	2	御指摘の市民後見人等の取組は、高齢者の意欲や能力を地域の力として生かしていただく貴重な方法の一つと考えております。 今後、これらの取組も参考しつつ、高齢者が地域社会の幅広い支え手として活躍できるための仕組みづくりに取り組んでまいります。

重点取組3:切れ目ない医療・介護・生活支援サービスの充実

1 医療と介護の連携強化

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見・御提言に対する本市の考え方
92	<p>○ 医療・介護連携の取組について、具体的に示してほしい。</p> <p>○ 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、在宅医療・介護連携の促進が必要である。そのためには、府医師会との協議の場を設け、認知症への対応、在宅医療の取組に関する具体的な施策を検討する必要がある。</p> <p>○ 在宅で看取りまでできるように取組を進めてほしい。</p> <p>○ 医療と介護の連携に加えて、従来行政が担ってきた保健や福祉との連携も重要ではないか。</p>	9	<p>「在宅医療・介護連携の推進」につきましては、平成27年度の介護保険制度改正において、地域支援事業の充実の柱の一つとして掲げられており、各市町村においては、平成30年4月には、原則として次の事業項目すべてを実施することが求められています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域の医療・介護の資源の把握 ② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の検討 ③ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進 ④ 医療・介護関係者の情報共有の支援 ⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援 ⑥ 医療・介護関係者の研修 ⑦ 地域住民への普及啓発 ⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携 <p>高齢者のその人らしい生活を支援していくためには、医療・介護をはじめとする多職種の連携により、看取りまでを視野に入れた高齢者の在宅生活を支援する必要があることから、本市においては、医療・介護等の関係者が参画する「地域ケア会議」を軸に、地域の医療をはじめとする多職種の関係機関での医療・介護連携を推奨・強化する取組の実施など、今後医師会等との連携を図り、上記事業を適切に実施していくことができるよう検討を進めてまいります。</p> <p>なお、この内容につきましては【重点取組3】に記載いたします。</p>
93	<p>地域リハビリテーション体制の充実とは具体的にどのようなことか。</p>	1	<p>身体障害者リハビリテーションセンターについて、京都市社会福祉審議会の答申等を踏まえて策定した「京都市におけるリハビリテーション行政の基本方針」に基づき、今後のリハビリテーション行政の拠点とするため、新たに「地域リハビリテーション支援センター」として再整備を行い、京都府、京都地域包括ケア推進機構と連携した障害・高齢を問わない地域リハビリテーションの推進等に取り組んでまいります。</p> <p>なお、この内容につきましては【重点取組3】に記載いたします。</p>

2 介護サービスの充実

(1) 24時間365日の支援体制の充実

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見・御提言に対する本市の考え方
94	<p>介護保険制度をもっと簡単に、使いやすい制度にしてほしい。</p>	1	<p>介護保険制度は全国一律の制度ですが、よりわかりやすく使いやすい制度になるよう、必要に応じて国に要望してまいります。</p> <p>また、本市としましても、よりわかりやすい制度周知に努めてまいります。</p>
95	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護の拡大を求める。</p>	1	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護は平成24年度から始まったサービスですが、国同様、本市においても地域包括ケアを支えるうえで重要なサービスとして、積極的な整備を図ることとしており、プランにおいては居宅系サービスの利用量の推計に反映させております。</p> <p>引き続き、事業者や利用者等に対するサービスの周知にも努めてまいります。</p> <p>なお、地域密着型特定施設及び地域密着型特別養護老人ホームの第6期プランにおける公募募集分からは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を併設する場合、評価において加点対象とするよう見直し、整備促進を図っております。</p>
96	<p>地域の高齢者人口の増加に併せて、小規模多機能型居宅介護施設を段階的に増やしてください。</p>	4	<p>小規模多機能型居宅介護につきましては、居宅系サービスと施設・居住系サービスが切れ目なく利用できる地域拠点として重要なサービスであると考えております。</p> <p>認知症高齢者グループホームの公募の際に、その併設を応募条件にするなど、第6期計画期間においても引き続き積極的な整備を図ることとしており、プランにおいては居宅系サービスの利用量の推計に反映させております。</p>
97	<p>特別養護老人ホームの待機者ばかりが話題になっているが、在宅サービスもかなり充実してきていると思う。</p>	1	<p>これまでから、訪問介護、通所介護等の在宅サービスは着実に充実してきているところで、</p> <p>平成37(2025)年の京都市版地域包括ケアシステムの構築に向けては、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービスから改称)をはじめとする在宅サービスが非常に重要となることから、第6期計画期間においても更なる充実を図ってまいります。</p>

98	居宅系サービスは種類が細分化されすぎて、かえって利用を困難にしているのではないか。	1	介護保険サービスは、要介護状態等の軽減、又は悪化の防止のため、要介護等の被保険者の心身の状況、周囲の環境等に応じて、被保険者の選択や適切なケアマネジメントに基づき、適切なサービスが多様な事業者等から、総合的かつ効率的に提供されるべきものとされているところであり、この考え方に基づいて、様々なサービス種類が位置付けられているところです。 また、平成24年度以降、「通い」「訪問」「泊まり」といった一体的なサービスを組み合わせ提供する包括報酬サービスも追加されています。 今後も、よりよいサービスの選択や利用に資するよう、各サービスの特徴等の情報提供に努めてまいります。
99	いずれ高齢者が減少していくことを考えると、介護サービスを増やすだけではなく、見直しも検討すべき。	1	第6期計画期間中は第1号被保険者数、要支援・要介護認定者数ともに増加していくことが見込まれ、必要な方が必要なサービスを利用できるよう、サービス量を見込んでおります。
100	○ 特に現在施設が全くない地域には小規模な施設でもいいので、特別養護老人ホーム等の介護保険施設の整備を積極的に進めて欲しい。 ○ 特別養護老人ホームへの入所を要介護3以上に限定するのではなく、施設を増設してほしい。	4	本市では第6期プランにおいても、特別養護老人ホームや特定施設等の施設・居住系サービス事業所の整備を継続して進めていくこととしておりますが、とりわけ、地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービス事業所については、地域バランスのとれたサービス提供体制の構築を図りつつ、引き続き積極的な整備促進に努めてまいります。 なお、介護保険制度改正に伴い、特別養護老人ホームの入所者が、原則要介護3以上の方となりますが、居宅において日常生活が困難なことについてやむを得ない事由がある高齢者の方は、要介護1又は2であっても入所が可能です。 引き続き、優先度、緊急度に基づき、より入所の必要性が高い方が入所できるよう、本市入所指針を運用してまいります。
101	特別養護老人ホーム等の整備促進のため、市有地を優先的に斡旋するなどの仕組みを構築してほしい。	1	市有地を活用した整備計画については京都市資産有効活用市民等提案制度により、御提案いただくことが可能です。
102	特別養護老人ホームへの民間参入を認めてほしい。	1	老人福祉法の定めにより、特別養護老人ホームの設置主体は市町村、地方独立行政法人及び社会福祉法人に限定されております。
103	介護療養型医療施設は存続方針となったが、特別養護老人ホーム等との施設数のバランスはどのように図っていくのか。	4	介護療養型医療施設は、長期療養が必要な方に看護、医学的管理下での介護や医療などを提供する施設であり、在宅での介護が困難な方に日常生活の介護や健康管理などを行う特別養護老人ホームとは、対象者や役割が大きく異なります。 介護療養型医療施設は、今後の新設が認められておらず、また、新たに老健等に転換する具体的案件も今のところないため、介護療養型医療施設及び介護療養型老人保健施設の整備等目標数は、現在の定員数を据置きとしていますが、今後新たに転換案件があった場合に申請を受け付けないということではありません。
104	廃止方針が示されていたことから介護療養病床は老朽化が進行し、他の介護施設と比較して、著しく環境が悪い。療養病床の生活環境改善をどのように図っていくのか。	1	介護療養型医療施設については、平成29年度末までに廃止することとされていましたが、その後検討が重ねられ、療養機能を強化した新たな類型を設けることで、介護療養病床の機能を存続させることとなりました。 本市では引き続き、老健施設等への転換を進める介護療養病床に対し、国の支援措置を活用する等の必要な支援を行いながら、転換相談に随時応じてまいります。
105	孤立死や死に場所のない高齢者が増加しないよう、京都市内の高齢者の死亡者数や死亡場所も踏まえて介護サービスの見込量や整備目標を立てるべき。	1	施設・居住系サービスの利用者数の推計に当たっては、介護サービス事業者に関するアンケート結果から、退所(退居)後の居所等(居宅や他の施設等に移られた、また、死亡されたなど)の割合等も考慮に入れながら、各サービス種別の利用者数を推計しております。
106	入所施設の整備計画について、施設入所者の増加に伴い介護保険料が上昇することを踏まえ、過剰な整備とならないよう精査が必要である。	1	施設・居住系サービス量の見込みについては、平成25年度末までにおける各施設サービス等の要介護度別利用実績に、第6期の要介護認定者数の見込みを反映しており、整備等目標数についてはそれに基づいて設定しているため、適切に必要な数を見込んでおります。
107	介護保険施設の整備等目標数について、起点となる26年度末の数値も示してほしい。	1	介護保険施設及び居住系サービス事業所の26年度末整備数については、年度末までに確定させることができないため、年度内に作成するプランには実績として反映することができません。

108	地域包括ケアの推進により在宅サービスへの移行が進められる中、施設・居住系サービスの利用者が前期プランと同水準となるように推計すれば、施設・居住系サービスの過剰供給と給付費増を招くのではないかと考え、施設・居住系サービスの利用者数を見込みました。 建設価格の高騰及び介護人材の不足という状況下で、これほど多くの施設が建設できるのか。	4	今後、高齢者人口に占める後期高齢者の割合が上昇し、介護を必要とする高齢者が更に増加する見込みであることから、第6期計画期間については、地域密着型サービスを中心に施設・居住系サービスの整備も進めつつ、当該居宅系サービスの充実を図っていく時期に当たるのではないかと考え、施設・居住系サービスの利用者数を見込みました。 そのため、施設・居住系サービスに占める地域密着型サービスや居住系サービスの割合は、着実に増やしていく計画となっております。 今後も、施設整備に対する補助制度の活用や、関係団体との介護人材の確保に向けた取組を通じて、必要な施設整備を着実に推進してまいります。
109	老人同士の見守りつきシェアハウスの設置を検討してはいかがでしょうか。	1	御指摘いただいた内容につきましては、今後の施策の推進に当たり参考とさせていただきます。
110	介護サービス事業者の選定に当たり、市内での医療・介護事業に関する実績を高く評価するなど、市内の介護事業所を育てる観点を持って選定を行ってほしい。 施設の社会貢献を施策上の評価対象としてはいかがか。	2	本市が実施する介護サービス事業所の公募につきましては、応募事業者が本市の区域内で介護、医療、福祉事業の経験を有している場合は、評価における加点の対象としております。 さらに、特別養護老人ホーム、特定施設及び介護老人保健施設の公募につきましては、本市や地元への貢献について、評価における加点の対象とすることとしております。
111	同一の建物内において、多人数が入所でき、高齢者に必要なサービスが総合的に受けられる大きな介護施設を設置してはいかがでしょうか。	1	大規模施設に対してもニーズがあるものと考えますが、高齢者の皆様ができる限り住み慣れた地域で暮らしていける地域包括ケアシステムの理念を実現していくためには、地域に根差した地域密着型サービスの充実に重点を置くことが適切と考えております。

(2) 介護保険事業の円滑な運営

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見・御提言に対する本市の考え方
112	もっと施設監査を実施し、不正を働く施設を是正すべき。	1	介護保険施設に入所されている方の生活の質の更なる向上に向け、施設職員が利用者に寄り添い、機能訓練や排泄ケア、褥瘡(床ずれ)予防をはじめとする処遇が適切に行われるよう事業者に対して助言・指導を行い、サービスの質の向上と保険給付の適正化を図るとともに、介護報酬の不正請求や運営基準違反が疑われる場合には、迅速に監査を実施し、介護報酬の返還請求や事業者指定の取消等の必要な措置を、引き続き講じてまいります。
113	介護サービスを利用していない健康な高齢者に対して何らかの利益還元をすべきである。	1	介護保険制度は、40歳以上のすべての方で支え合う制度であり、健康な方に納めていただいている保険料も、介護を必要とする方のサービスの原資となっていますので、御理解ください。
114	要支援者のケアプランも自己作成が保障されるべき。	1	要支援者がケアプランを自己作成することについては、現行、あらかじめ市町村に自ら作成したケアプランを届けて、当該ケアプランの内容について市町村による確認が行われたときは、当該ケアプランに基づいた指定介護予防サービスが提供されることとなり、今後も同様の取扱いとなる予定です。 なお、新しい総合事業においては、ケアプランの自己作成に基づくサービス事業の利用は想定されないとされております。
115	今回の制度改正で一定以上の所得のある利用者の自己負担の引上げや低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加するとされている。必要な方に必要な負担をしていただく平等な介護保険制度を目指してほしい。	2	今回の介護保険制度改正は、保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるため(高齢者世代内の負担の公平化を図るため)行われるものです。引き続き、国の責任において適切な措置が講じられるよう、求めてまいります。
116	銭湯が減っている中、週1回デイサービスを利用しているが、利用料が高く、経済的に厳しいので、京都市としても対策を考えてほしい。	1	介護保険制度は、全国一律の社会保険制度であり、所得の低い方等の利用料の負担軽減については、基本的には国の責任において適切な措置が講じられるべきであると考えております。 高額介護サービス費や施設等の食費、居住費の自己負担の軽減等、所得に応じた負担限度額が設けられておりますが、国においては、負担の上限額の引下げや社会福祉法人による軽減制度の対象者の拡大等が図られてきております。本市においても、災害や著しい所得減少等の事由により利用料の支払いが困難な方に対して、利用者負担の減免制度を設けているところであります。 引き続き、よりきめ細かい負担軽減策について、国の責任において適切な措置が講じられるよう求めてまいります。

117	2ページに「介護保険給付の適正化を図りました」と明記されているにもかかわらず、16ページには「介護給付費適正化事業」と書かれている。「保険」という文言がぬけた表現をしたのはどんな意図なのか教えられたい。	1	「介護給付費適正化事業」という名称で事業を位置付けていますが、介護保険給付の適正化を図ることと同義です。
118	介護保険のチェック体制の権限強化など、介護保険の有効活用、厳正化を求める。	2	本市におきましては、今年度介護サービス事業者への指定取消処分を行ったことを受け、不正な報酬請求に係る対応の強化及び適正なサービス提供の推進のため、平成27年度から指導監査体制を充実・強化し、年間指導対象件数の増加等を図ることとしております。また、事業者の育成・支援を基本とした集団指導や実地指導等により、介護サービス事業者のサービスの質の向上と保険給付の適正化を図るとともに、介護報酬の不正請求や運営基準違反が疑われる場合には、迅速に監査を実施し、介護報酬の返還請求や事業者指定の取消等の必要な措置を、引き続き講じてまいります。さらに、介護サービス利用者への介護給付費明細通知の送付、住宅改修費支給に係る実地調査、介護事業者からの請求内容に疑義がある場合の点検・照会等の介護給付費適正化事業を引き続き実施し、介護保険給付の適正な執行に努めてまいります。
119	要介護認定を受けていない一般高齢者に対し、介護保険制度等への関心を高めることができるような情報発信を行うべき。	1	65歳になられたときにお送りする被保険者証に、介護保険の概要を説明したミニガイドを同封するとともに、毎年お送りする保険料の通知に同封しているチラシの中でも、サービスの利用方法等について説明させていただいております。
120	要支援・介護認定者数が全国平均よりかなり高いことについて、男女・年齢層・地域別に分析が必要である。	1	一般的に都市部は介護サービス基盤が整っており、利用可能なサービス量が多いため、比較的要介護認定を受ける方も多い状況にあると言えます。また、本市における第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者数の割合（出現率）が他の政令市と比較して高い理由としては、単身高齢者が多い（政令市中第5位 22年国勢調査）ことが挙げられると考えております。
121	要介護認定者数は16%増なのに、給付費が21%増となるのは見込みすぎではないか。	1	直近の実績等を反映させて精査した結果、給付費も第5期計画比16%増となっております。
122	プランの中で介護保険料の金額を示してほしい。	1	第6期の介護保険料については、平成27年1月に国の社会保障審議会に諮問・答申された介護報酬の改定を踏まえて算定し、同年2月市会において介護保険条例の改正案を提案するため、中間報告の中では具体的な金額をお示しすることができませんでしたが、プランの最終版には、【参考】として掲載いたします。
123	介護保険料を安くしてほしい。	4	介護保険料は、各事業計画期間における給付費の見込量に基づいて算定するため、給付費が増加すると介護保険料も高くなる傾向があります。団塊の世代の方々が高齢期を迎え、急速に高齢社会が進展する中で、介護サービスを利用される方も増加することが見込まれるため、介護保険料の上昇は避けられなくなっています。このような状況の中で、保険料負担を軽減するためには、国による支援や公費負担の見直しが必要であり、これまでも全国市長会等を通じ、国に対して保険料負担軽減について要望を行ってまいりました。今後も引き続き、国に対して要望してまいります。
124	低所得者の保険料の軽減割合について、具体的数値で示してほしい。	1	第6期の介護保険料につきましては、保険料の軽減割合も含め、平成27年2月市会において、介護保険条例改正案を提案いたします。低所得者の保険料の軽減につきましては、【参考】としてプランの最終版に掲載いたします。
125	介護保険料の所得段階区分が第5段階の方は、市民税が減免前課税であっても低所得者層に該当すると思われるので、保険料軽減を是非考慮いただきたい。	1	本市の介護保険料の所得段階区分については、所得の低い方の負担をできる限り軽減するため、国が示すモデルよりもきめ細かく設定し、第5期における第5段階の保険料率につきましても、国が示す基準よりも低く設定しています（国：1.25、本市：1.1）。しかしながら、介護サービスを利用される方が増加する中、介護保険料の上昇は避けられず、保険料負担を軽減するためには、国による支援や公費負担の見直しが必要不可欠です。これまでも全国市長会等を通じて国に対して要望を行ってまいりましたが、今後も引き続き、国に対して要望し、保険料軽減につながるよう努めてまいります。

126	<p>第1号被保険者の保険料率や高所得者の負担金の引上げ、介護保険料を負担する対象を成人以上にするなどにより、介護保険制度の維持に努めてほしい。</p> <p>現役世代への負担が大きくなりすぎないよう、皆保険や所得区分での徴収を見直し、個々の利用希望に基づく保険料設定など、介護保険料の仕組みの見直しを検討してほしい。</p>	5	<p>介護保険制度は、介護を必要とする高齢者の方を社会全体で支える仕組みとして、国、都道府県、市町村による公費負担と40歳以上の被保険者の皆様に御負担いただいた介護保険料を財源として運営しております。介護保険制度は全国一律の社会保険制度であるため、法令で定められたルールの下、保険者としてできる努力を実施しておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるため(高齢者世代内の負担の公平化を図るため)、平成27年8月から、介護サービスを受けた際に利用者が負担する自己負担割合がこれまでの1割から一定以上の所得の方は2割とするよう改正が行われました。引き続き、国の責任において適切な措置が講じられるよう求めてまいります。</p> <p>今回いただきました貴重な御意見を参考とさせていただきます。制度を円滑かつ安定的に実施していくため、市民の皆様の御理解をいただける制度運営に努めてまいります。</p>
-----	---	---	--

3 生活支援サービス等の充実

(1) 生活支援サービスの充実

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見・御提言に対する本市の考え方
127	<p>コミュニティビジネスやNPO、企業活動への支援についても盛り込んでほしい。</p>	1	<p>第6期プランからの新たな取組として、「京都市ソーシャル・イノベーション・クラスター構想」に基づく社会的企業の育成支援について掲げて、ビジネスを活用して社会課題の解決を図ってまいります。</p> <p>なお、この内容につきましては、【重点取組4】に記載いたします。</p>

(2) 保健福祉サービスの充実

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見・御提言に対する本市の考え方
128	<p>配食サービスについては、高齢者にまんべんなく安く配食出来たらよい。</p>	1	<p>配食サービスにつきましては、身体状況などにより自ら買い物、調理をすることが困難なひとり暮らしの高齢者の方を対象としているところですが、平成25年度からはひとり暮らしではなくても、昼間独居状態にある場合には対象者として認めるなど、対象者の要件緩和を図っており、引き続き、必要な方へのサービス提供を行ってまいります。</p>
129	<p>苦しい時に早く他人に知らせることができるベルが必要である。</p>	1	<p>単身世帯等で急病や事故などの緊急の場合に自分で対処することが困難な高齢者の方を対象にした「あんしんネット119」事業において、緊急ボタンを押すと消防指令センターに通報され、救急車等が駆け付けるとともに、相談ボタンを押すと看護師などの資格を有する専門の相談員による保健・健康に関する相談が受けられる装置の貸出しを行っております。</p> <p>なお、この内容につきましては【重点取組1】に記載いたします。</p>
130	<p>教育・義務・権利・手当てを充実して頼れる近隣協力員を養成してほしい。</p>	1	<p>「あんしんネット119」の近隣協力員は、ボランティアで対応しているため、近隣協力員の方に極度の負担がかかり過ぎないように配慮することで適切に業務を遂行できる環境を作ってまいります。</p>
131	<p>低所得高齢者の受け皿となる養護老人ホームや軽費老人ホームについても一定必要である。</p>	1	<p>限りある財源の中で、優先順位をつけて対応してまいります。</p>
132	<p>直ちには難しいと思うが、2025年までにはICTを活用した取組が充実すればよいと考える。</p>	1	<p>平成37(2025)年に向けましては、スマートフォンなど、ICTを活用する高齢者がますます増加すると見込まれることから、御指摘いただいた内容につきましては、今後の施策の推進に当たりの参考とさせていただきます。</p>
133	<p>○ 家族介護者の負担が軽減されるよう、財政的援助も含めた施策・事業の実施を求める。</p> <p>○ 家族等介護者支援の充実のため、介護者が気軽に相談でき、交流できる場の設置や、必要に応じて、すぐにつけ付け、介護に関する様々ことを支援してくれるような取組を行ってほしい。</p>	4	<p>在宅で寝たきりや認知症の高齢者を介護されている家族の方などには、介護保険の給付対象外であるおむつやその他の介護用品と交換できる給付券を交付する家族介護用品給付事業を実施しております。</p> <p>また、長寿すこやかセンターにおいて、認知症高齢者を介護している家族を対象に、介護に関する悩みや情報交換、介護のリフレッシュ等を目的とした交流会を開催するとともに、市内にきめ細かく61箇所を設置する高齢サポートにおいて、高齢者に関する様々な相談に応じ、必要な支援に結び付けております。</p>
134	<p>介護疲れや老老介護への対応として、身近な場所でのショートステイの増設、またその利用手続きの簡略化を求める。</p>	1	<p>ショートステイについては、在宅生活を支援するためのサービスとして重要な役割を持つことから、平成27年度介護保険制度改正において、ショートステイを緊急的に行う場合を評価する加算の創設や、一定の条件下での受入基準の緩和、小規模多機能型居宅介護等で空床を利用した登録者以外のショートステイの利用を可能とすること等が予定されております。</p> <p>また、ショートステイを特別養護老人ホームに併設する場合は補助金の対象とする等、引き続き、整備促進を図る手法について検討してまいります。</p>

4 介護・福祉に従事する人材の確保・定着及び育成

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見・御提言に対する本市の考え方
135	介護人材の確保・定着に向け、市としても処遇改善に係る取組を推進してほしい。 特に、若い人材を確保するため、介護の魅力の発信や養成施設への支援を行ってほしい。	16	国の推計では、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37(2025)年には介護人材が全国で約30万人不足するとされております。 本市においては、これまでから介護人材の確保に向け、平成24年度から京都府福祉人材・研修センターが開催する「福祉職場就職フェア」に共催として参画するとともに、人材育成策として、各介護事業所で就労する人材の育成・定着の促進を目的として、「介護事業者における人材育成プログラム開発事業」を実施し、介護事業者における人事評価制度や人材育成に係る現状分析及び課題解決を、よりの確かつ簡易に実施できる仕組みを策定し、市内の高齢者福祉施設へ周知しております。 さらに、平成25年度からは、福祉人材確保対策事業として、高齢、障害、保育、児童の各福祉職場の採用担当者を対象とした職場のPR力・採用力を高める研修を実施するとともに、各福祉職場を就職希望者に開放する「福祉職場オープンウィーク」を開催しているところであります。 今後においても、関係機関・団体との緊密な連携の下、介護人材確保に向けて取り組んでまいります。
136	介護職員の給与改善が必要である。 府市協調により、介護職員の処遇改善を国に働きかけるべきである。 医療・介護人材の確保のため、適正な報酬体系となるよう取り組んでほしい。 安定的な介護サービスの供給のため、他都市と連携し、介護職員の処遇改善について国に訴えてほしい。 介護職員の処遇改善のため、市内の介護従事者の実態把握をしてほしい。	9	介護職員の処遇改善については、これまでから他の政令市とも連携し、機会を捉えて国に対して要望してまいりました。 その結果、平成27年度からの介護報酬改定では、介護職員の月給を平均12,000円上げるため、介護職員処遇改善加算の拡充分として、報酬が1.65%引き上げられることになりました。 今後も引き続き、市内事業者の声に耳を傾けるとともに、必要に応じて国に対して要望してまいります。
137	介護職員が目標を持って働ける人材育成のあり方の検討をプランに盛り込んでほしい。	1	いただきました御意見については、重点取組3の「介護・福祉に従事する人材の確保・定着及び育成」の項目に施策・事業を掲げており、関係機関・団体との連携の下、取り組んでまいります。

重点取組4:安心して暮らせる住まい・環境づくりの推進

1 安心して暮らせる住まいづくりの推進

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見・御提言に対する本市の考え方
138	高齢者すまい・生活支援モデル事業について、高齢者の安心にとどまらず、身内の方、近所の方の安心にもつながり、とてもよい取組である。 高齢者に限らず、子育て世帯や身体障害のある方なども対象にしてはいいかがか。	2	要支援高齢者等の地域での生活を支える新たな取組として、空き家を活用し、低廉な「住まい」と、社会福祉法人による「見守り」等のサービスを一体的に提供する「高齢者すまい・生活支援モデル事業」につきましては、京都市居住支援協議会において、事業内容の検証等を行い、モデル事業の終了後においても、社会福祉法人による社会貢献事業として継続的・発展的に取り組める、持続可能な事業スキームの構築に取り組むこととしております。 子育て世帯や障害のある方などへの居住支援につきましては、本事業の検証結果などを踏まえ、居住の安定に関する必要な施策について検討してまいります。

2 暮らしやすい生活環境づくりの推進

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見・御提言に対する本市の考え方
139	旅客運送車のバリアフリー化を更に推進してほしい。	1	高齢者をはじめだれでも安心して市バスを利用できるよう、引き続き、ノンステップバスの導入を促進するとともに、ノンステップバスに適した停留所への改善を図ってまいります。 なお、この内容につきましては、【重点取組4】に記載いたします。

3 防災・防犯対策や消費者施策の推進

(1) 防災・防犯対策の推進

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見・御提言に対する本市の考え方
140	大規模災害に備えて、福祉避難所の設置の促進が必要である。	2	引き続き、福祉避難所の事前指定先の拡充を図るとともに、実際の災害を想定した訓練の実施や施設職員向けの研修会の開催など、災害発生時における高齢者等の安心・安全の確保に取り組んでまいります。 なお、この内容につきましては【重点取組4】に記載いたします。
141	京都市が保有している避難行動要支援者名簿を、有機的に形を変えて、福祉避難所に設置してほしい。また、福祉避難所に避難しなければならない要配慮者をマップ上で分かるようにして、関係機関で共有し、いざという時に利用できるようにしてほしいか。	1	避難行動要支援者名簿については、極めてセンシティブな情報が掲載されているため、平常時から福祉避難所をはじめ、関係団体等で共有することは困難ですが、御指摘いただいた内容につきましては、今後の施策の推進に当たり参考とさせていただきます。 なお、本市におきましては、ひとり暮らし高齢者等の支援が必要な高齢者等を対象に、個人情報の提供に関する同意を得て「見守り活動対象者名簿」を作成し、協定書を締結した地域福祉組織等と情報共有することにより、日常的な見守り活動の充実を図っているところであり、ひいては災害時の対応にもつながると考えております。

(2) 消費者被害対策等の推進

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見・御提言に対する本市の考え方
142	振り込め詐欺などの詐欺被害対策に関する講演を学区ごとに開催するなど、高齢者を対象とした犯罪に対する啓発活動の充実が必要である。また、地域ぐるみで高齢者を犯罪から守るような取組ができないか。	2	第6期プランからの新たな取組として、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺から高齢者を守るため、京都府警察との協力の下、高齢サポートによるひとり暮らし高齢者全戸訪問事業とタイアップした特殊詐欺手口・被害対策の啓発等を行ってまいります。 また、消費者被害の未然防止、拡大防止のため、悪質商法等による消費者被害の実例や最近の被害状況等について、パンフレットやメール配信等により、迅速に情報提供してまいります。 さらに、消費生活総合センターへの相談を奨励するボランティア「くらしのみはりたい」や、地域に密着した消費者啓発の核となる「京(みやこ)・くらしのサポーター」による日常生活の中での目配り、気配りなど、地域の高齢者等の見守りを行ってまいります。 なお、これらの内容につきましては【重点取組4】に記載いたします。

4 「真のワーク・ライフ・バランス」の推進

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見・御提言に対する本市の考え方
143	高齢者を介護する家族が、仕事などを犠牲にすることなく、介護を続けられるよう支援してほしい。	1	高齢者を介護する家族等が、自分を取り巻く様々な「つながり」を大切に、仕事と家庭生活などの私生活だけでなく、町内会のボランティア活動などの「地域活動や社会貢献」も含めて、生きがいのある充実した暮らしを送ることができる「真のワーク・ライフ・バランス」を推進する必要があります。 そのため、家族介護者等の負担軽減のための支援や介護サービスの充実などに加え、労働者の仕事と介護の両立を推進する企業への補助金の交付やアドバイザー派遣とともに、「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEBによる情報発信等を行ってまいります。 なお、これらの内容につきましては、【重点取組4】に記載いたします。

VI その他

1 経済的課題について

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見・御提言に対する本市の考え方
144	あまりにも年金が少なく、今後の経済的に不安である。経済的課題から支援を拒むケースがあるため、京都市独自の対策を検討してほしい。	6	年金制度につきましては、国に設置されている社会保障審議会で検討されているところであります。 本市におきましても、無年金者問題や低年金者問題の解決が図られるように国への要望を行っており、今後とも他の政令指定都市と連携しつつ、将来にわたって安定的な制度となるよう、引き続き働きかけてまいります。

2 その他市政・社会一般について

市民の皆様からの御意見・御提言の要旨		件数	御意見・御提言に対する本市の考え方
145	高齢化が進む中で、核家族化が進まないような取組を推進してほしい。	1	第6期プランの内容とは直接関係がないため、担当部署に御意見をお伝えさせていただきます。 なお、本市におきましては、高齢化が進展する中、地域住民、医療と介護をはじめとする関係団体、行政が一体となり、地域ぐるみで高齢者の暮らしを支援する「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に取り組む、高齢者が、住み慣れた地域の中で安心・安全に生活ができるよう進めてまいります。
146	市内の公園すべて多目的トイレに変えてほしい。	1	第6期プランの内容とは直接関係がないため、担当部署に御意見をお伝えさせていただきます。
147	各区の高齢化率の状況は、中心部に民間の高層住宅を制限なく許可した都市計画、住宅政策の結果である。	1	第6期プランの内容とは直接関係がないため、担当部署に御意見をお伝えさせていただきます。
148	リニア新幹線の誘致をやめてほしい。	1	第6期プランの内容とは直接関係がないため、担当部署に御意見をお伝えさせていただきます。